

## 川島町学校規模適正化検討委員会設置要綱

平成25年5月20日  
教育委員会告示第10号

## (目的)

第1条 川島町立小学校の適正な配置及び規模について検討し、望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、川島町学校規模適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、川島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 川島町立小学校の配置及び規模の適正化に関する基本的な考え方
- (2) 前号に定めるもののほか教育委員会が必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員24人以内で構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区長の代表
- (3) 公民館長の代表
- (4) 川島町学校職員の代表
- (5) 小学校PTAの代表
- (6) 公募による者

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から平成26年12月31日までとする。

- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第2号、第3号、第4号及び第5号に掲げる委員については、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

## (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。